

## 審査基準等について

### 1. 行政手続法（総務省 HP より抜粋）

行政手続法は、行政が一定の活動をするに当たって守るべき共通のルールを定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に資することを目的とした法律です。

具体的には、

(1) 申請に対する処分（営業の許可などの申請に対して許可する・しないという処分

(2) 不利益処分（許可を取り消したり一定期間の営業停止を命じたりする処分）

(3) 行政指導

(4) 届出

(5) パブリックコメント

などの手続について定めています。

地方公共団体が行う処分（条例等に基づくもの）や行政指導については、行政手続法ではなく、各地方公共団体が定める条例が適用されます

### 2. 茅ヶ崎市行政手続条例（茅ヶ崎市行政手続条例の手引より抜粋）

#### (1) 申請に対する処分

まちぢから協議会の認定を行う際の「審査基準」と「処理期間」を定めるもの

#### (審査基準)

第4条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、従来、行政庁の内部的なものにとどまることの多かった許認可等の審査基準を設定し、公にして、申請者又は申請をしようとする者の知り得る状態に置くことにより、許認可等を受けることができるかどうかについて、一定の予見性を得ることを可能とすると

もに、行政手続の公正の確保、透明性の向上を図るため定めたものである。

#### 【運用】

1 許認可等の要件は、当該許認可等の内容に応じて様々であるが、行政庁の判断過程の透明性を向上させることが、行政運営における公正の確保、処理の迅速化、円滑化に資すると  
の観点から本条が置かれていることを踏まえて、審査基準を作成する必要がある。

2 個々の申請に対して、それを許可するか拒否するかを判断するため、行政庁の基準を明らか  
にすることを求められているので、審査基準の作成に当たっては、申請者又は申請をし  
ようとする者が当該許認可等を得るに当たって何を準備して申請すべきか、その内容を  
できる限り具体化するとともに、ある事項が絶対的な拒否事由となる場合、そのことを明  
らかにする必要がある。

#### (標準処理期間)

第5条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするま  
でに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、当該  
申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公  
にしておかなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、行政運営の適正化の観点から、申請が条例等に定められた提出先機関の事務所に  
到達してから、当該申請に対する処分を行うまでに要する期間の目安（標準処理期間）を  
定めることにより、処分がなされるまでどの程度の期間を要するか、申請者又は申請をし  
ようとする者の予測を可能にするるとともに、申請に対する処理の透明性及び迅速性を確保  
するため規定したものである。

#### 【運用】

標準処理期間の設定が困難である場合には、その理由を申請者又は申請をしようとする  
者に対して説明できるよう、その理由についても書面等により窓口に備え付ける等の措置  
を執るものとする。

#### (2) 不利益処分

まちぢから協議会の認定の取り消しを行う際の「処分基準」を定めるもの

#### (処分の基準)

第11条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするか  
についてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処

分基準」という。)を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、従来、行政庁の内部的なものにとどまることが多かった処分基準を設定し、公表することにより、行政手続の公正の確保、透明性の向上を図るものである。

ただし、不利益処分の場合は、処分に当たって個別具体的な事情を考慮しなければならないため、条例等の定め以上に具体化することが困難なもの、公表することによって脱法行為を助長するおそれがあるため公表になじまないものがあることから、設定、公表ともに努力義務としたものである。

#### 【運用】

1 処分基準の運用については、基本的に第4条の申請に対する処分の審査基準の運用に準ずるものとする。

2 不利益処分の場合、一般に行政庁の広範な裁量にゆだねているものが多いと考えられるが、処分基準を設定する場合には、基本的には審査基準の場合と同様に、少なくともどのような要素を考慮して処分要件に該当すると判断するのか、その考え方を示す必要がある。